

平成 28 年 3 月 11 日制定

公立大学法人長岡造形大学における研究活動行動規範

公立大学法人長岡造形大学（以下、「本学」という。）は、「造形を通して真の人間の豊かさを探求し、これを社会に還元することのできる創造力を備えた人材を養成する」という建学の理念に基づき、地域や社会の人々と協働して実践的な教育研究活動を展開している。

本学において研究活動を行うすべての者（以下「研究者」という。）は、本学における研究活動が社会からの信頼と負託によって成り立つものであり、その成果は広く人々と共有され、社会に還元されるものでなければならないことを自覚しなくてはならない。

この認識のもと、研究活動を通じて積極的に社会に貢献することを目的として、公立大学法人長岡造形大学における研究活動行動規範を制定する。

- 1 研究者は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識や技術の維持向上に努め、研究によって生み出される価値を社会に示すことに最善の努力を払う。
- 2 研究者は、社会における様々な課題に応える責務を有することを自覚し、研究成果を広く公表し、社会に還元するべく努めなくてはならない。
- 3 研究者は、自らの行動を厳しく律し、研究活動において捏造、改ざん、盗用等の不正行為を行ってはならない。
- 4 研究者は、本学における研究活動が公的資金によって支えられていることを十分に認識し、関連する法令、諸規則等を遵守しつつ、適正に研究活動を行わなければならない。
- 5 研究者は、その研究・教育活動等において個人の人格と自由を尊重し、思想・信条、人種、ジェンダー、地位、宗教などによる差別を行ってはならない。

